

令和4年第7回東串良町農業委員会 会議録

日時：令和4年7月25日（月）午前10時00分～

場所：東串良町役場委員会室（3階）

令和4年第7回東串良町農業委員会会議録

令和4年7月25日							
東串良町役場委員会室（3階）							
開催の日時 及び宣言	開会	令和4年7月25日 午前10時00分				議長	堅山 秋敏
	閉会	令和4年7月25日 午前10時58分				議長	堅山 秋敏
農業委員	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	
出席数7名 欠席数0名	○	1	鶴丸 千尋	○	5	谷口 憲三	
	○	2	福岡 みどり	○	6	木佐貫 一孝	
	○	3	吉ヶ崎 弘一	○	7	大村 教男	
	○	4	堅山 秋敏		8		
出席○ 欠席×	○		稲村 照隆	○		町永 次男	
	○		上池 勝彦	○		松留 和江	
	○		内村 初子	○		松留 立美	
	○		村吉 博美	○		杉木 秀幸	
会議録署名委員		2番	福岡 みどり	3番	吉ヶ崎 弘一		
出席した事務局職員		局長, 次長	前田 秀一 駿河崎 哲郎	書記	出水 翔太 若松 雄一		
会議 に 付 し た 事 項	<p>日程第1 議案第34号 農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について</p> <p>日程第2 議案第35号 農地中間管理事業農用地利用集積計画について</p> <p>日程第3 議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>日程第4 議案第37号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について</p> <p>日程第5 議案第38号 農地あっせん委員の選任について</p>						

開会 午前10時00分

議長（堅山）

皆さんおはようございます。
ただいまから定例総会を始めたいと思います。

出席者15名で、定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会令和4年第7回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に、2番福岡委員と、3番吉ヶ崎委員にお願いいたします。

ここで、諸般の報告をいたします。

農業経営基盤強化促進法による貸貸借の合意解約が1件1筆ありました。つきましては、総会資料の最後の方に添付してありますので、あとでお目通しをお願いします。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。発言される方は、必ず議長の許可を受けて、発言くださるようお願いいたします。

議長（堅山）

それでは日程第1議案第34号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権が3件、賃借権が8件、使用賃借権が2件であります。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（若松）

それでは、説明いたします。1ページをお開きください。

所有権の32番、譲渡人は新川西の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に、33番、譲渡人は愛知県の〇〇さん、譲受人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

2ページをお開きください。

次に、34番、譲渡人は鹿屋市の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転ござい

ます。

次に、3 ページをご覧ください。

賃借権の 76 番、貸人は川東の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

次に 77 番、貸人は肝付町の〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

4 ページをお開きください。

次に 78 番、貸人は鹿屋市の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 79 番、貸人は鹿児島市の〇〇さん、借人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

5 ページをご覧ください。

次に 80 番、貸人は大崎町の〇〇さん、借人は大崎町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

次に 81 番、貸人は川東の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 5 年の利用権設定でございます。

6 ページをお開きください。

次に 82 番、貸人は川東の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 5 年の利用権設定でございます。

次に 83 番、貸人は肝付町の〇〇さん、借人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

7 ページをご覧ください。

使用賃借権の 84 番、貸人は肝付町の〇〇さん、借人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての貸借となります。

次に 85 番、貸人は鹿屋市の〇〇さん、借人は鹿屋市の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新1年の利用権設定でございます。

議長（堅山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

木佐貫委員

〇〇さんは農業をされるのですか。

事務局（駿河崎）

〇〇さんの実家が溜水の〇〇さんです。ピーマンの園芸をしております。補足ですけど、保育園が移りましたよねあの前なのですよ。

議長（堅山）

なければ質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第1議案第34号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について原案どおり承認することに決しました。

議長（堅山）

次に、日程第2議案第35号農地中間管理事業農用地利用集積計画について議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（若松）

それでは、説明いたします。8ページから9ページをご確認ください。

今回、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画については、賃借権が2件4筆、面積5,606㎡、使用貸借権が1件1筆、面積1,158㎡となっております。総面積は6,764㎡であり鹿児島県中間管理機構が農地中間管理権を取得する内容です。以上でございます。

議長（堅山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、日程第2議案第35号農地中間管理事業農用地利用集積計画について原案どおり承認することに決しました。

議長（堅山）

次に、日程第3議案第36号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権移転1件であります。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局（若松）

それでは、説明いたします。10ページをお開き下さい。

所有権の20番、譲渡人は千葉県の〇〇さん、譲受人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、贈与による所有権の移転でございます。

以上、農地の権利移動の要件として、効率的な農地利用につきましては農機具の所有状況、労働力などは十分確保されており、下限面積など農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないものと判断しております。以上でございます。

議長（堅山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって日程第 3 第 36 号農地法第 3 条の規定による許可申請について原案どおり承認することに決しました。

議長（豎山）

次に、日程第 4 議案第 37 号農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請について議題といたします。

今回は賃貸借設定が 1 件、使用貸借権設定が 1 件ございます。

なお、農地転用においては、すべての案件において現地調査を行っておりますので、質疑の前に各委員に報告をお願いしたいと思います。

それでは資料 11 ページ、〇〇さんからの転用申請について、現地調査報告を、吉ヶ崎委員をお願いしたいと思います。それでは吉ヶ崎委員よろしく申し上げます。

（吉ヶ崎委員現地調査報告）

それでは報告させていただきます。

令和 4 年 7 月 20 日水曜日に、転用申請に係る現地調査を、私と松留和江推進委員と事務局の計 4 人で行いました。

なお、関係者としては、〇〇さんと〇〇さんが出席されました。

転用における申請人、申請地、転用の事由に関しては議案書に記載のあるとおりです。

申請地は農地区分としましては、農用地区域内農地に該当します。

しかしながら、今回の申請は砂採取を目的としており、期間は 1 年となっているので、不許可の例外である一時転用に該当するものと思われ転用申請は可能であるとおもわれます。

なお、転用にあたっては土地改良区より、申請地の一時転用について「さしつかえない」との意見書も提出されております。

また、資金に関しては自己資金と砂の売上金で賄う予定であるとのことです。

面積に関しまして、6 筆 5,073 m²であり、周囲の状況等を見ても特に問題はないものと思われます。

また、申請人は転用に係る工事の際は、周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしく申し上げます。

議長（豎山）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

木佐貫委員

北側にハウスがあるみたいですが、ハウスには影響はないのですか。

吉ヶ崎委員

北側にハウスが40aぐらいあると思いますけど、保安距離を2mぐらいとるので大丈夫だと思います。

議長（堅山）

他にございませんか。

なければ、質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

続いて資料12ページ、〇〇さんから転用申請について、現地調査報告を松留和代委員にお願いしたいと思います。それでは松留委員よろしくお願ひします。

（松留委員現地調査報告）

それでは報告させていただきます。

令和4年7月20日水曜日に、転用申請に係る現地調査を、私と杉木推進委員と事務局の計4人で行いました。

なお、関係者としては、〇〇さんが出席されました。

転用における申請人、申請地、転用の事由に関しては議案書に記載のあるとおりです。

申請地は農地区分としては農用地区域外農地であり、周囲の農地の広がり10ha以上であると思われることから、第1種農地に相当するものと思われる。

しかしながら、今回の申請は、申請人が今年の5月に、一時転用許可を取得した近隣の砂採取地から砂を採取する際に、申請地を表土置場とするためのものであり、期間が1年間となっていることから、不許可の例外である一時転用に該当するものと思われ、転用申請は可能であると思われま

す。

なお、転用後にかかる費用はないとのこと。

転用する面積は1,042㎡であり、周囲の状況などを考えても特に問題はないものと思われま

す。

また、申請人は転用の許可が下りた場合、周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われま

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしく申し上げます。

議長（堅山）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもって、日程第4議案第37号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請については、原案どおり承認することに決しました。

議長（堅山）

次に、日程第5議案第38号農地あっせん委員の選任について議題といたします。今回は、売買を求める申し出が1件ございます。

本案につきましては、事務局の説明後、あっせん委員を選任していきたいと思えます。どのような方法で選任したらよろしいでしょうか。

（「事務局一任」の声あり）

議長（堅山）

事務局一任という声がございましたので、議題に沿ってあっせん委員を選任していきたいと思えます。それでは事務局の説明をお願いいたします。

事務局（出水）

それでは、私の方で説明させていただきます。
資料13ページをご覧ください。

それでは、〇〇さんからの農地あっせん申し出について説明させていただきます。

申請地は議案書に記載されているとおりでございます。

申請地とその周辺につきましては、13ページの右側の図面にあるとおり

です。図面に周辺農地の耕作者名が記載されておりますので、集積・集約を進めるためにも、現在の耕作者または隣接する農地の耕作者に優先的に話をすすめていただくようお願いします。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議長（堅山）

ありがとうございました。

事務局一任という声がありましたので、農地あっせん委員に松留和江委員と松留立美委員を指名いたします。委員長は松留和江委員にお願いしたいと思います。

以上であっせん委員の選任を終えたいと思います。

よって、日程第 5 議案第 38 号農地あっせん委員の選任についてはただいま指名いたしました方々をお願いすることに決しました。

議長（堅山）

その他に入りたいと思います。

協議会に切り替えます。

○各委員から意見

○事務局から意見

※8月現地調査：19日（金）

定例総会：25日（木）

申請締切：12日（金）

議長（堅山）

ほかにございませんか。

なければ、本会議に返します。

以上、本日の議案はすべて終了いたしました。

これをもちまして、東串良町農業委員会令和 4 年第 7 回定例総会を閉会いたします。